

ICOCA 乗車券取扱規程の改定

改定日 令和6年6月1日

改定箇所一覧（変更箇所抜粋）

（赤書き：変更追記 一重線：削除）

ICOCA 乗車券取扱規程

（用語の意義）

第3条 この規程における主な用語の意義は、IC規程の定めるところによるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「ICOCA 乗車券」とは、JR西日本が発行しJR西日本、当社等が発売するIC乗車券を媒体とした乗車券のことをいう。
- (2) 「ICOCA」とは、大人のご利用に供するプリペイド機能のみを搭載する無記名式のICOCA乗車券をいう。
- (3) 「小児用ICOCA」とは、小児のご利用に供するプリペイド機能のみを搭載する記名式のICOCA乗車券をいう。
- ~~(4) 「ICOCA 定期券」とは、ICOCA または小児用ICOCA の券面に定期券の表記をして、かつ定期券の情報を記録したもので、定期券機能のみを搭載するICOCA 乗車券（身体障害者旅客運賃割引または知的障害者旅客運賃割引を適用して他社が発売する。）または定期券の機能とプリペイド機能を搭載するICOCA 乗車券をいう。~~
- (4) 「ICOCA 定期券」とは、ICOCA または小児用ICOCA の券面に定期券の表記をして、かつ定期券の情報を記録したもので、定期券の機能とプリペイド機能を搭載するICOCA 乗車券または、身体障害者旅客運賃割引、知的障害者旅客運賃割引、精神障害者旅客運賃割引を適用した定期券の機能のみを搭載するICOCA 乗車券（以下、「障害者用割引定期券」という。）をいう。
- (5)～(14) 記載省略

（ICOCA 乗車券の発売）

第5条 当社線で発売するICOCA乗車券の種類は次のとおりとする。

- (1) ICOCA
 - (2) 小児用ICOCA
 - (3) ICOCA 定期券（大人用および小児用）
 - (4) KIPS ICOCA（大人用）
 - (5) KIPS ICOCA 定期券（大人用）
- （参考）KIPS ICOCA（大人用）の発売は、令和5年1月31日をもって終了
2. 前項第3号のICOCA定期券および第5号のKIPS ICOCA定期券の発売範囲は別表1に定める。
 3. 第1項のICOCA乗車券は、当社の指定した駅において発売する。
 4. 前各項の規定にかかわらず、~~次の各号に掲げる定期券は、当社においてICOCA定期券やKIPS ICOCA定期券としての発売および発行替えを行わない。~~
 - (1) 身体障害者旅客運賃割引、知的障害者旅客運賃割引、精神障害者旅客運賃割引を適用する定期券

(2) 実習用通学定期券

障害者用割引定期券は、KIPS ICOCA 定期券としての発売および発行替えを行わない。

(ICOCA 定期券への変更)

第 21 条 旅客は、定期券機能が必要となった場合は、ICOCA または小児用 ICOCA の SF 残額およびデポジットを引き継いで ICOCA 定期券（障害者用割引定期券を除く。）への変更の申し出をすることができる。ただし、記念 ICOCA（特別デザインの ICOCA または小児用 ICOCA）にあつては、この申し出をすることができない。

2. 前項の申し出があつたときは第 22 条の規定に準じて当該 ICOCA または当該小児用 ICOCA に定期券の機能を搭載することにより、ICOCA 定期券に変更することができる。
3. 旅客は、ICOCA 定期券に変更する場合には、氏名、生年月日、性別およびその他の事項を規則第 34 条に定める定期乗車券等購入申込書（以下「定期券等購入申込書」という。）に記入して提出しなければならない。

(ICOCA 定期券の発売方法)

第 22 条 旅客から ICOCA 定期券購入の申し出があつた場合、規則第 34 条に定める通勤定期券、または同第 35 条に定める通学定期券、障害者用割引定期券を搭載した ICOCA 定期券を発売する。なお、小児用の ICOCA 定期券購入の申し出があつたときは、当該小児が 12 歳となる年度の 3 月 31 日までの間使用することができる IC 乗車券により、ICOCA 定期券（小児用）を発売する。

第 2 項～第 5 項 **記載省略**

(種類または区間の変更の申し出があつた場合の取扱方)

第 24 条 旅客から ICOCA 定期券に表示された定期券の種類または区間の変更の申し出があつた場合には、第 31 条第 1 項各号の条件を満たす場合に限り、当社が別に定める規定を準用して当該定期券の払戻しおよび新たな定期券の発売を行う。

2. 前項の取扱いを行う場合であつて、変更後の定期券を IC 乗車券を媒体としない定期券（以下「磁気定期券等」という。）により発売する場合、原 ICOCA 定期券については旅客の選択により次のいずれかの取扱いを行う。ただし、障害者用割引定期券については、第 1 号の規定により取扱い、第 2 号による取扱いは行わない。

(1) 原 ICOCA 定期券を不要とする場合は、当社が別に定める規定を準用した定期旅客運賃の払戻しおよび SF 残額（10 円未満のは数を切り上げ 10 円単位とした額とする。）の払戻しを行う。ただし、払戻しの対象となる計算額（手数料を差し引く前の金額をいう。）が 220 円に満たない場合は、当該計算額を手数料として收受し、不足額については請求しない。

(2) 原 ICOCA 定期券に搭載した定期券機能のみが不要となった場合は、当社が別に定める規定を準用した定期旅客運賃の払戻しおよび SF 残額とデポジットを引き継いだ ICOCA または小児用 ICOCA への変更を行う。ただし、払戻しの対象となる計算額（手数料を差し引く前の金額をいう。）が 220 円に満たない場合は、当該計算額を手数料として收受し、不足額については請求しない。

第 3 項～第 4 項 **記載省略**

(発行替えの取扱方)

第 25 条 磁気定期券等を所持する旅客から、その券面表示の通用期間内（通用期間前を含む。）に、同一の種類、区間および経路の ICOCA 定期券への変更の申し出があつた場合には、デポジットを收受のうえ、当該磁気定期券等と引換えに IC カード係員対応駅において、発行替えの取扱いを行うことができる。

第 2 項～第 4 項 **記載省略**

5. 前項の場合、原 ICOCA 定期券について旅客の選択により次のいずれかの取扱いを行うことができる。

- (1) 磁気定期券等に発行替えしたため、原 ICOCA 定期券が不要となった場合は、SF 残額（10 円未満のは数を切り上げ、10 円単位とした額とする。）の払戻しの取扱いを行う。ただし、払戻しの対象となる計算額（手数料を差し引く前の金額をいう。）が手数料 220 円に満たない場合は、当該計算額を手数料として収受し、不足額については請求しない。
- (2) 磁気定期券等に発行替えしたため、原 ICOCA 定期券の定期券機能のみが不要となった場合は、SF 残額とデポジットを引き継いだ ICOCA または 小児用 ICOCA への変更を行うことができる。
- (3) 障害者用割引定期券を磁気定期券に発行替えした場合は、ICOCA 乗車券を回収し、デポジットを返却する。

6. 前項第 1 号の規定により払戻しを行う場合、デポジットを返却する。

（払戻し）

第 31 条 旅客は、ICOCA 定期券が不要となった場合、または ICOCA 定期券に搭載した定期券機能のみが不要となった場合は、これを定期券等払戻取扱駅に差し出したときに、次の各号の条件を満たす場合に限り、払戻しを請求することができる。ただし、障害者用割引定期券については、第 1 項から第 3 項、第 6 項の規定により取扱い、第 4 項および第 5 項による取扱いは行わない。

- (1) 旅客が別表 4 に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該 ICOCA 定期券の記名人本人であることを証明できること。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、当該 ICOCA の記名人本人が当社指定の方法により代理人に委任を行った場合で、代理人が別表 4 に定める申込書を提出し、代理人の公的証明書等を提示した場合に限って、代理人が払戻しを請求することができる。ただし、小児用 ICOCA 定期券にあたっては、親権者等の法定代理人が払戻しを請求する場合で、公的証明書等により記名人本人との関係性を証明したときは、記名人本人による委任を省略することができる。
 - (3) 記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が当社のシステムにより確認できること。
 - (4) 払戻しをする ICOCA 定期券が当社で発売されていることが、当社のシステム等で確認できること。
2. ICOCA 定期券が不要となった場合、次の各号により ICOCA 定期券 1 枚につき 220 円の手数料を収受して払戻しを行う。
- (1) 券面表示の通用期間開始前に払戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃および SF 残額（10 円未満のは数を切り上げ、10 円単位とした額とする。）を払い戻す。
 - (2) 券面表示の通用期間開始後で通用期間中に払戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から規則第 175 条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額および SF 残額（10 円未満のは数を切り上げ、10 円単位とした額とする。）を払い戻す。ただし、払戻しの対象となる計算額（手数料を差し引く前の金額をいう。）が 220 円に満たない場合は、当該計算額を手数料として収受し、不足額については請求しない。
 - (3) 券面表示の通用期間の満了日の翌日以降に払戻しの請求があった場合は、SF 残額（10 円未満のは数を切り上げ、10 円単位とした額とする。）を払い戻す。ただし、払戻しの対象となる計算額（手数料を差し引く前の金額をいう。）が 220 円に満たない場合は、当該計算額を手数料として収受し、不足額については請求しない。
3. 前項の規定により払戻しを行う場合は、デポジットを返却する。
4. ICOCA 定期券に搭載した定期券機能のみが不要となった場合は、次の各号により ICOCA 定期券 1 枚につき 220 円の手数料を収受して、定期旅客運賃の払戻しおよび SF 残額とデポジットを引き継いだ ICOCA または 小児用 ICOCA への変更を行う。
- (1) 券面表示の通用期間開始前に払戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃を払い戻す。
 - (2) 券面表示の通用期間開始後で通用期間中に払戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から規則第 175 条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額を払い戻す。ただし、払戻しの対象となる計算額（手数料を差し引く前の金額をいう。）

が 220 円に満たない場合は、当該計算額を手数料として収受し、不足額については請求しない。

5. 前項の払戻しを行う場合であって、券面表示の通用期間の満了日以降に払戻しの請求があった場合、手数料を収受しないで取り扱う。
6. SF 金額のみの払戻しを請求することはできない。ただし、ICOCA 定期券（小児用）を所持する旅客が 12 歳となる年度の 3 月 31 日を超え、ICOCA 定期券（小児用）を使用することができなくなった場合は、第 1 項各号の条件を満たす場合に限り、SF 残額（10 円未満のは数を切り上げ、10 円単位とした額とする。）およびデポジットのみの払戻しを請求することができる。この場合において手数料は収受しない。

別表 1 ICOCA 定期券の発売範囲（第 5 条）

2. 他社との連絡運輸区域

連絡会社	接続駅	発売範囲	発売範囲のうち、発売することができない場合
西日本旅客鉄道	鶴 橋 天王寺 柏原 王寺 桜井 京都 吉野	連絡運輸取扱要項に定める範囲 (発駅から着駅までの経路上に IC エリア外の駅を含むものを除く。)	
	鶴橋 - 天王寺	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・「伊賀上津以東の駅」「畝傍御陵前駅」「吉野線（橿原神宮前駅を除く）」のいずれかの駅が発駅または着駅となるもの。 ・発駅または着駅の一方が以下の A、他方が B に掲げる駅となるもの。 (A)「大阪線（築山以東）」「けいはんな線（新石切以西）」「生駒線（元山上口以南）」「京都線」「橿原線」「天理線」のいずれかの駅（大和西大寺駅を除く）。 (B)「南大阪線（駒ヶ谷以東）」「御所線」のいずれかの駅 ・徒歩連絡（安堂・柏原南口、壱下・柏原）を含むもの。
京阪電気鉄道	近鉄丹波橋 鶴橋 - 京橋	連絡運輸取扱要項に定める範囲 〃	
阪神電気鉄道	大阪難波	連絡運輸取扱要項に定める範囲	
東海旅客鉄道	近鉄名古屋 桑名	連絡運輸取扱要項に定める範囲 〃	
南海電気鉄道	河内長野 大阪難波	連絡運輸取扱要項に定める範囲 〃	
名古屋鉄道	近鉄名古屋	連絡運輸取扱要項に定める範囲	
京都市交通局	竹田	連絡運輸取扱要項に定める範囲	大阪線(俊徳道～真菅間)を除き、竹田 までの経路が最短としないもの。
大阪市高速電気軌道	大阪阿部野橋 長田 大阪難波 近鉄日本橋 大阪上本町	連絡運輸取扱要項に定める範囲	
阪急電気鉄道	長田 - 天神橋筋六丁目 近鉄日本橋 - 天神橋筋六丁目	連絡運輸取扱要項に定める範囲	

他社との連絡での障害者用割引定期券は、取扱わない。

以上